

志太広域都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更（藤枝市決定）

都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）に3号志太広域事務組合クリーンセンターを次のように追加する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	ごみ焼却場名			
3	志太広域事務組合 クリーンセンター	藤枝市 仮宿 字 白 泉 仮宿 字 押 場 仮宿 字 地 尻 仮宿 字 山 崎 高田 字 白泉山 高田 字 下高田 高田 字 下川原	約 27,500 m ²	

「区域は、計画図表示のとおり」

理 由

円滑な都市活動を支え圏域住民の利便性の向上を図るとともに、良好な都市環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、本案のとおりごみ焼却場を変更するものである。

理 由 書

藤枝市及び焼津市から排出される燃やすごみは、中央清掃工場及び一色清掃工場で焼却している。藤枝市にある中央清掃工場は稼働後33年、焼津市にある一色清掃工場は再稼働後28年が経過していることから、施設の老朽化への対応を図る必要がある。また、圏域住民の生活環境を向上する上で、資源循環型を基本とした環境にやさしい新たなごみ処理施設の整備が急務となっている。

新たなごみ処理施設は、「中央清掃工場」や「一色清掃工場」及び「リサイクルセンター」の3施設の機能を集約し、循環型社会の形成を見据えた基幹的な施設と位置付け、これまでの「燃やして埋める」という処理から、「積極的に資源化を図る」という考え方を主眼に置き、廃棄物の循環的利用や環境負荷の低減、熱エネルギーの有効利用による地球温暖化抑止への貢献、さらには周辺環境にも充分配慮した地域共生型の施設を目指し整備しなければならない。

以上のことから、円滑な都市活動を支え圏域住民の利便性の向上を図るとともに、良好な都市環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、本案のとおりごみ焼却場を変更する。

なお、現施設については、都市計画の廃止をせずに現状を維持するが、新施設の稼働が確実となり都市計画施設として継続する必要性がなくなった時点で、都市計画の廃止手続きを行うものとする。